

昭和十六年農林省令第八十号

都道府県農業共済保険審査会規程施行規則

道府県農業再保険審査会規程施行規則左ノ通定ム

第一条 組合等（農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第十二条第三項ノ組合等ヲ謂フ以下同ジ）ガ同法第三百一十一条第一項ノ規定ニ依リ都道府県農業共済保険審査会ノ審査ヲ受ケン
トスルトキハ農業共済組合ニ在リテハ其ノ理事共済事業ヲ行フ市町村（同法第八十五条の六第一項ノ共済事業ヲ行フ市町村ヲ謂フ以下同ジ）ニ在リテハ其ノ長ハ左ノ事項ヲ記載シタル審査申立書
ニ記名捺印シ証書類アルトキハ之ヲ添ヘ組合等ノ区域（農業共済組合ニ在リテハ其ノ区域、共済事業ヲ行フ市町村ニ在リテハ其ノ共済事業ノ実施区域ヲ謂フ）ヲ管轄スル審査会ニ提出スベシ

一 組合等ノ名称及住所（共済事業ヲ行フ市町村ニ在リテハ其ノ事務所ノ所在地以下同ジ）
二 申立ノ目的タル保険ノ表示
三 申立ノ趣旨
四 申立ノ理由
五 証拠方法
六 年月日

第二条 削除

第三条 削除

第四条 削除

第五条 審査会ノ判決ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 組合等ノ名称及住所

二 審査ノ目的タル保険ノ表示

三 事実及争点ノ要旨

四 判決ノ趣旨

五 判決ノ理由

六 年月日

第六条 審査会ノ判決ノ原本ハ会長ノ指定シタル委員之ヲ作成シ会長及出席委員之ニ記名捺印スベシ

第七条 審査会ノ判決ノ原本ハ前条ノ判決ノ原本ニ基キ審査会幹事之ヲ作成シ都道府県農業共済保険審査会ノ印章ヲ押捺スベシ

第八条 審査会幹事ハ前項ノ正本ヲ申立者ニ交付スベシ

第九条 審査ノ申立ガ農業災害補償法ニ依リ之ヲ為スベカラザルモノナルトキ又ハ其ノ手続ガ第一条ノ規定ニ違反スルモノナルトキハ判決ヲ以テ之ヲ却下スベシ但シ手続ノ欠缺ハ之ヲ補正セシムル
コトヲ妨ゲズ

第十条 審査会ノ判決ヲ経タル事件ニ付テハ審査ノ申立ノ手続ガ第一条ノ規定ニ違反スルニ因リ却下セラレタル場合ヲ除クノ外更ニ審査ヲ申立ツルコトヲ得ズ

第十一条 組合等ガ審査ノ申立ノ取下ヲ為サントスルトキハ書面ヲ以テ之ヲ為スベシ

第十二条 審査ヲ申立テタル農業共済組合ガ合併ニ因リテ解散シタルトキハ合併後存続スル組合又ハ合併ニ因リテ設立シタル組合ニ於テ其ノ審査ノ申立ヲ受継グモノトス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和一八年七月一日農林省令第四六号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和二年二月二七日農林省令第九五号）

第四十七条 この省令は、公布の日から、これを施行する。

附 則（昭和四年六月二日農林省令第五四号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十四年六月八日から適用する。

附 則（昭和三年二月二四日農林省令第五八号）

この省令は、農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第九十九号）の施行の日（昭和三十三年一月一日）から施行する。

附 則（昭和七年一月一〇日農林省令第五七号）

この省令は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の施行の日（昭和三十七年十月一日）から施行する。

2 この省令による改正後の規定は、この省令の施行前にされた行政府の処分その他この省令の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この省令による改正前の規定によつて生じた効力
を妨げない。

附 則（昭和三八年二月一八日農林省令第七二号）

抄

1 この省令は、農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第二十号）の施行の日（昭和三十九年二月一日）から施行する。

附 則 (平成十二年一月三十一日農林水産省令第五号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。